表　面

（財務局用又は福岡財務支局用）

第　　号

身　分　証　明　書

写　真

印
又は
刻印

官　職 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

交付日　　年　　月　　日

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票等の様式を定める省令各号に掲げる法律に係る立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

財務局長又は福岡財務支局長　印

裏　面

1　本証は、外国為替及び外国貿易法及び資金決済に関する法律の規定に基づく検査の際は必ず携帯すること。
2　本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3　本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
4　官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
5　検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考）用紙は、日本産業規格Ｂ８、６４×９１㎜とする。

表　面

（財務局用又は福岡財務支局用）

第　　号

身　分　証　明　書

官　職 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日

財務局長又は福岡財務支局長　印

裏　面

写　真

印
又は
刻印

1　本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。
2　本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
3　本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
4　官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
5　検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考）用紙は、日本産業規格Ｂ８、６４×９１㎜とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。